

補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱

制定 平成 18 年 10 月 1 日 区長決定
要綱 第 147 号
改正 平成 21 年 3 月 25 日 部長決定
要綱 第 298 号
改正 平成 25 年 3 月 4 日 部長決定
要綱 第 20 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 部長決定
要綱 第 350 号
改正 平成 28 年 3 月 17 日 部長決定
要綱 第 164 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日 区長決定
要綱 第 110 号
改正 令和 4 年 1 月 11 日 部長決定
要綱 第 17 号
改正 令和 8 年 4 月 1 日 区長決定
要綱 第 138 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具の販売、貸与または修理を行う事業者（以下「事業者」という。）の登録ならびに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録申請)

第 2 条 登録を受けようとする事業者は、補装具業者登録申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、東京電子自治体共同運営の競争入札参加資格を有する場合は、次の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 法人市（都）民税納税証明書
- (2) 登記簿謄本（個人にあつては住民票抄本）
- (3) 事業経歴書
- (4) その他登録に関し区長が必要と認める書類

(事業者の登録)

第 3 条 事業者の登録は、事業者の申請により、事業所ごとに行うこととする。

- 2 区長は、次の各号に該当する場合には、登録を行わないものとする。
- (1) 事業者の安定的サービス供給体制が十分でない場合
 - (2) 障害児の心身の発育過程の特殊性を踏まえたサービス提供実績が十分でない場合
 - (3) その他前 2 号に相当する理由が認められる場合

(登録を受けた事業者に係る情報提供)

第 4 条 区長は前条の規定による登録の申請を行なった事業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障害者および障害児の保護者に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称および所在地
- (2) 事業開始年月日
- (3) 取り扱う補装具の種類
- (4) その他区長が必要と認める事項

(登録の通知等)

第 5 条 区長は、第 3 条の規定により登録を行ったときは、当該登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、補装具業者登録通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

- 2 区長は、第 3 条第 2 項の規定により登録をしない決定をしたときは、補装具業者登録不決定通知書（第 3 号様式）にその理由を示して、その旨を登録申請を行った事業者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第 6 条 登録事業者は、登録事項に変更を生じたときは、補装具業者登録変更届出書（第 4 号様式）により、また当該事業を廃止または休止する場合は、補装具業者登録（廃止・休止）届出書（第 5 号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第 7 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。この場合、区長は登録事業者に対して、補装具業者登録取消決定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

- (1) 補装具費の支給に関し不正があったとき。
- (2) 補装具業者が不正の手段により、第2条の登録を受けたとき。

(補装具の製作等)

第8条 登録事業者は区長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者または障害児の保護者（以下「支給対象者等」という。）と補装具の販売、貸与または修理について契約を締結した場合は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第7項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1項に定める医療を行なう機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）（以下これらを「更生相談所等」という。）の補装具費支給の要否の判定に添付された処方に基づき、補装具の販売、貸与または修理を行うものとする。

- 2 支給対象者等に補装具を引き渡すにあたり、登録事業者は更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。ただし、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具支給事務取扱指針」（以下「取扱指針」という。）第2 具体的事項 2 補装具費支給に係る事務処理について オ 市区町村による決定に定められた品目で、補装具費支給申請書等により区長が判断できる場合はこの限りでない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が支給対象者等に適合しないと認められた場合は、区長は不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 登録事業者は、支給対象者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第9条 区長は、支給対象者等からの委任に基づき、補装具費として当該支給対象者等に支給されるべき額の限度において、当該支給対象者等に代わり、当該登録事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給対象者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、その提供した補装具について、前項の規定により、支給対象者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際

に、当該支給対象者等から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 4 登録事業者は、補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした当該支給対象者等に対し、領収書を交付しなければならないとともに補装具費支給券の交付を受けるものとする。

(請求)

第10条 登録事業者は区長に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状（第7号様式）に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

- 2 区長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引き渡し後の改善)

第11条 補装具の引渡し後、更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる瑕疵を発見した場合は、区長は登録事業者に第8条に準じて改善させることができる。

- 2 災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的または病理的变化により生じた不適合、目的外使用もしくは取扱不良等のために生じた破損または不適合を除き、補装具の引渡し後9ヵ月以内に生じた破損または不適合は、取扱指針 第2 具体的事項 5 代理受領について により、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

ただし、平成18年厚生労働省告示第528号 別表で規定する修理基準に定める調整もしくは小部品の交換または修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第12条 区長は、支給対象者等または登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、または関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部または一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第13条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿および関係書類を5年間保存するものとする。

(登録期間)

第14条 登録の有効期間は、登録の通知の日からその年度の末日までとする。

(登録の更新)

第15条 登録の有効期間満了の日までに区長もしくは登録事業者から何らかの意思表示が行われないときは、登録を更新し、有効期間を1年間延長するものとする。

(委託)

第16条 この要綱の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。
- 2 平成18年4月1日から平成18年9月30日までに品川区の単価委託契約書により契約した事業者については要綱第2条の申請があったとみなし、登録事業者とする。ただし、要綱第15条の登録の更新は適用しない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月11日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

補装具業者登録申請書

年 月 日

品 川 区 長 あて

所 在 地

事業者氏名

代表者氏名

品川区における補装具業者として登録を受けたいので、補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 2 条に基づき、必要書類を添えて申請します。

フリガナ					
事業者名称					
フリガナ					
代表者の氏名 (事業所)					
事業所の所在地	〒				
連絡先	電話番号		F A X		
取扱補装具種目	骨格構造義肢(*)	眼鏡		歩行補助つえ	
	殻構造義肢(*)	補聴器(*)		重度障害者用	
	装具	車いす(*)		意思伝達装置	
	姿勢保持装置	電動車いす(*)		車載用	
	視覚障害者安全つえ	歩行器		姿勢保持装置	
	義眼	児童用保持			

第 号
年 月 日

様

品 川 区 長

補装具業者登録決定通知書

先に申請のあった、補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条に基づく登録申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 事業者に関する登録

（1）名 称

（2）代表者

（3）所在地

2 事業所に関する登録

（1）名 称

（2）代表者

（3）所在地

（4）連絡先

3 取扱補装具の種類

第3号様式（第5条関係）

補装具業者登録不決定通知書

第 号
年 月 日

様

品 川 区 長

年 月 日に申請された補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条に基づく登録申請については、下記の理由により不決定となりましたので通知します。

記

1 不決定の理由

2 不決定の事業者

(1) 名称

(2) 代表者

(3) 所在地

(4) 取扱補装具の種類

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 4 号様式（第 6 条関係）

補装具業者登録変更届出書

年 月 日

品 川 区 長 あて

所 在 地
事業者名称
代表者氏名

次のとおり、登録内容の変更があったので、補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 6 条に基づき、届け出ます。

届出事項

- 1 事業者に関する変更
（1）所在地 （2）名称 （3）代表者氏名
- 2 事業所に関する変更
（1）所在地 （2）名称 （3）代表者氏名 （4）連絡先
（5）取扱補装具の種類

※事業者に関する変更については、事務所調書を添付し、骨格構造義肢、殻構造義肢、補聴器、車いす、電動車いすを新たに取扱う場合には、本区が指定する調書の添付が必要です。

事項	変更前	変更後	変更日	備考

第5号様式（第6条関係）

補装具業者登録（廃止・休止）届出書

年 月 日

品 川 区 長 あて

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、登録の（廃止・休止）をしたいので、補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第6条に基づき届け出ます。

記

理 由

第6号様式(第7条関係)

補装具業者登録取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

品 川 区 長

補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第7条に基づき、
下記の理由により、補装具業者登録を取り消したので通知します。

記

1 取消の理由

2 取消された事業者

(1)名称

(2)代表者

(3)所在地

(4)取扱補装具の種類

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第10条関係）

代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状

品川区長 あて

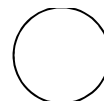
年 月 日付け 第 号で支給決定を受けた
の引渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたの
で、補装具費の支払を請求します。なお、その受領の権限を下記の受任者に委任し
ます。

補 装 具 費 価 格（基準額） ※差額自己負担等、補装具費の対象とならないものは除く。	円
利 用 者 負 担 額	円
補 装 具 費 請 求 額	円

年 月 日

請求者兼委任者 住所 _____
(障害児又は障害児の 氏名 _____ 印
保護者)

捨印



上記の受領の権限を受任しました。なお、支払いについては、登録の口座に
振り込んでください。

年 月 日

受任者 住所 _____
(事業者) 名称 _____
代表者氏名 _____ 印

捨印

